

〈研究ノート〉

現行皇室典範制定時の皇位継承論議

横手逸男

要約

日本国憲法は「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」(2条)と規定し、皇室典範は「皇位は皇統に属する男系の男子が、これを継承する」(2条)と定めており、皇位継承資格を「男系の男子」に限定している。皇位継承の安定的確保は、国家の根本体制にもかかわる重要な問題である。しかし、皇太子の次の世代に男子が1人という現況においては必ずしも「安定的な皇位継承」が確保されているわけではない。皇位継承問題、皇室典範改正問題について今までなされた論争をふまえて慎重かつ十分に検討する必要がある。

キーワード 天皇制、皇室典範、皇位継承制度

目次

1. はじめに
2. 旧皇室典範制定時の皇位継承論議
 - 2.1 元老院案の作成
 - 2.2 皇室制規と謹具意見
 - 2.3 皇室法典の立案、皇室典範の制定
 - 2.4 旧皇室典範と皇位継承
3. 日本国憲法と天皇の地位
 - 3.1 ポツダム宣言の受諾とSWNCC-228
 - 3.2 マッカーサー草案の提示
 - 3.3 帝国憲法改正草案と天皇
 - 3.4 第90帝国議会、新憲法の公布
4. 臨時法制調査会における新皇室典範の立案作業
 - 4.1 臨時法制調査会の発足
 - 4.2 臨時法制調査会における皇室典範案の作成
5. 帝国議会における新皇室典範案の審議
 - 5.1 法制局の想定問答集
 - 5.2 第91帝国議会における皇室典範案の審議
 - 5.3 皇室典範の概要
 - 5.4 新旧両典範の皇位継承資格の異同
6. 「有識者会議の報告書」と皇位継承論議
 - 6.1 ヒアリングでの各識者の見解
 - 6.2 「有識者会議」報告書の発表

6.3 「有識者会議」報告書に対する反響

7. おわりに

1 はじめに

日本国憲法第2条は「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と規定する。また皇室典範は「皇位は皇統に属する男系の男子が、これを継承する」(1条)と規定し、皇位継承資格を「男系の男子」に限定している。

平成16(2004)年には、小泉内閣の下において「皇室典範に関する有識者会議」-以下、「有識者会議」と略称する-が発足し、合計17回の公式会合を経たうえで、皇室典範を改正し、皇位継承資格を「男系の男子」だけでなく「女子や女系の皇族に拡大することが必要である」との報告を平成17(2005)年11月24日に行ったが^[1]、とりわけ「女帝」問題については、男系男子の皇位継承が危ぶまれる現況において度々、議論された問題でもある。

皇位継承順位3位の悠仁親王殿下のご誕生により、男系男子の皇位継承が困難になる事態はひとまず解消されたが、皇太子の次の世代に男子が1人という現在の状況においては「安定的な皇位継承」が確保されているわけではない。

「男系男子」主義の維持か、「女性天皇・女系天皇」の容認か、いずれにしる「安定的な皇位継承」を確保するには皇室典範の早急の見直しが必要である。

本稿では、旧皇室典範制定時の皇位継承論議、日本国憲法と天皇の地位、臨時法制調査会における新皇室典範の立案作業、新皇室典範制定時の帝国議会における皇位継承をめぐる論議、有識者会議における論議を概観し、その問題点を明らかにし、皇室典範や皇位継承問題に関する自らの今後の研究の一助としたい。

2 旧皇室典範制定時の皇位継承論議

明治22(1889)年に『皇室典範』が制定されるまで、皇位継承は概ね次のような形で伝統や先例により行われてきた^[2]。

①皇位は、皇統に属する男系により継承され、②推古天皇・皇極天皇・斉明天皇(皇極天皇の重祚)・持統天皇・元明天皇・元正天皇・孝謙天皇・称徳天皇(孝謙天皇の重祚)・明正天皇・後桜町天皇の10代8方の女性天皇が存在したがいずれも男系女子であり、③その半数近くは庶出子(非嫡出子)による継承であり、④天皇の直系子孫が不在の場合は傍系によっても継承され、⑤皇族制度が7世紀末～8世紀初に確立されて以降は、すべて皇族の身分を有する者が皇位を継承していた。

旧皇室典範の起草過程を①元老院で憲法草案(元老院では「国憲」案と称している)が審議された時期[明治9(1876)年～同13(1880)年]、②宮内省内規取調局が設置され皇室制規とこれに対し謹具意見が提出された時期[明治14(1881)年～同19(1886)年]、③これらの論議をふまえ井上毅や柳原前光らが起草を進め、枢密院での諮詢を経てその成立に至

るまでの時期 [明治19 (1886) 年～明治22 (1889) 年] に分けて^[3] 概観すると、次のようになる。

2.1 元老院案の作成

旧皇室典範の制定の動きは、慶応3 (1867) 年の王政復古の大号令、翌年の五箇条の御誓文に始まる。明治4 (1871) 年には太政官職制並事務章程が制定され、太政官に正院・左院・右院が設置された。明治8 (1875) 年には立法機関である左院に代わり、元老院を設置する詔が発せられ、翌年には元老院の議長である有栖川宮熾仁親王に対し、「朕爰ニ我建国ノ体ニ基キ、広ク海外各国ノ成法ヲ斟酌シ、以テ国憲ヲ定メントス。汝等ソレ宜シク之ガ草按ヲ起創シ、以テ聞セヨ。朕将ニ撰バントス」との勅語が下され、柳原前光・福羽美静・中島信行・細川潤次郎の4議官が国憲取調委員に任命された。4議官は「国憲」案の起草に着手し、第一次草案、第二次草案、第三次草案を作成したが、これらの草案中、特に、第一次草案の第2条と第三次草案の第3条では女性による皇位継承を認めていた。

しかし、女統の皇位継承を認めることについては「女統ナル者、皇女他人ニ配シテ挙グル所ノ子若クハ孫ナルトキハ即現然異姓ナリ…異姓ノ子ニシテ帝位継承スルコトヲ得バ之ヲ万世一系ノ皇統ト云可ラズ」^[4] との立場より批判もあり、結局、これらの草案は岩倉具視や伊藤博文などの反対により採択されなかった。

2.2 皇室制規と謹具意見

岩倉具視や井上毅は、皇位継承に関する法規を憲法とは別に編纂するという基本方針を示した。明治14 (1881) 年7月、岩倉具視が示した憲法意見書 (井上毅の起草) では「帝位継承法ハ祖宗以来ノ遺範アリ別ニ皇室ノ憲則ニ載セラレ帝国ノ憲法ニ記載ハ要セサル事」とされていた。また、明治15 (1882) 年3月、井上毅が起草して伊藤博文と岩倉具視に提示した憲法私案第22条では「日本国ハ万世一系ノ皇統ヲ以テ之ヲ治ム皇統ノ継嗣ハ皇室別段ノ典章ヲ以テ之ヲ定ムベシ」と規定している。

明治17 (1884) 年には宮内省制度取調局が開設され、その下で旧「皇室典範制定の具体的な第1歩であり、またその原初的草案」ともいうべき皇室制規が制定された^[5]。皇室制規は、女性天皇の配偶者として「皇統ニ近キ者」を迎えることを条件に、「女帝」「女帝系」を認めていた。

これらの問題については、当時、自由民権結社である嚶鳴社でもとりあげられ、その討論の内容は、明治15 (1882) 年3月14日から4月4日まで、9回にわたり東京横浜毎日新聞に掲載された。島田三郎・益田克徳・沼間盛一の各氏は女帝否認の立場から、肥塚竜・草間時福・丸山名政・青木匡・波多野伝三郎らは女帝容認の立場からそれぞれ自説を展開している^[6]。

島田三郎は、「女帝を立ざるを以て古来の慣習を破ると云ふの論者は、唯我国女帝即位の例あるを知りて、其情態の甚だ今日に異なることを思はざるの人と云ざる可らず」と主張し、

さらに、古来の慣習に則り皇婿を置いた場合、「我国の現状、男を以て尊しとなし…女帝の上に一の尊位を占る」人があるように思われ、皇帝の尊厳を損ずることにもなり、「且夫れ皇婿暗々裏に女帝を動かして、間接に政治に干渉」するようなことがあれば「唯女帝の遺徳を損ずるのみならず、併せて国家の福利」を破ることもなるとの立場から、女帝を立てることに反対する。

これに対し、肥塚竜は、「発論者は女帝を立つれば、配偶を置かざる可からず、配偶を置かば血統に混雑を生ずることを患ふるものゝ如し。予思ふに、決して血統混雑の患なし、大宝令にみられるように、皇族中にも等親を分ち、「例へば三等親までは相娶らせ玉はざるも、四等親以外は同姓不相娶の限りにあらずとせば」皇統に混雑を生じる恐れもなく、また女帝が皇婿を立てた場合、「皇婿は往々政事に干渉するの恐れあり」との主張に対しては「独裁政府ならばいざ知らず、立憲国の君主は万機親裁あらせらるゝと云う者の、其実内閣総理大臣ありて、皇の股肱となり、耳目となり、万機の政事は顧問を経し上ならでは、之を實行せらるゝ者にあらず…皇婿一人を以て、内閣の意見を左右し得る」ものではないと反論する。

宮内省の制度取調局で作成された「皇室制規」は井上毅に示された。井上は、明治19(1886)年に伊藤博文に対し「謹具意見」を提出し、「男系絶ユルトキハ女系ヲ以テ継承スル事」とするその方針に、「此事ニ就テ論者往々欧羅巴各国ノ女系相統ト我ガ国ノ女帝即位ノ例トヲ以テ混雑シテ同一ノ見解ヲ下スコトアリ。蓋シ事情ヲ分析セザルモノタルコトヲ免レザルベシ」と述べ、前記、嚶鳴社討論における島田三郎らの見解を引用し、強く反対した^[7]。

2.3 皇室法典の立案、皇室典範の制定

明治19(1886)年6月には、井上毅らの意見をもとに修正を加えた宮内省立案の「帝室典則」が、内大臣三条實美の主宰する宮中顧問官会議に提出された。三条は、側近の者たちに検討させ、意見を求めながら、宮中顧問による評議を行ったが、この「宮中顧問ノ議ヲ経タル修正案」は上奏されず、これとは別に、皇室法の起草が伊藤博文によって企図され、その起草が伊藤から柳原前光に命じられた。

柳原は、明治20(1887)年1月中旬に「皇室法典初稿」を起草し、伊藤に提出した。他方、井上も柳原と連絡をとりつつ「皇室法典初稿」の修正を行ない、また明治20(1887)年2月26日には「皇室典範草案」を伊藤に提出している。これらの草案では、いずれも女帝を認めていない。

柳原は、明治20(1887)年3月14日に、「皇室典範再稿」を伊藤に提出した。これを受け取った伊藤は、3月20日、高輪の自邸で柳原前光・井上毅・伊東巳代治を招き会議(高輪会議)を開き、「皇室典範再稿」の逐条審議を行なった。高輪会議における皇位継承に関する規定は「第一條 皇位ハ祖宗ノ皇統ヲ承ケ男系ノ男子之ヲ継承ス」となっている。伊藤は、この会議での決定をふまえ、さらにその調査作業の続行を命じ、その後、柳原は4月に皇室典範の第3稿を完成し、これを伊藤と井上に提出した。

伊藤と井上は、明治21（1888）年3月に、最終的に12章66か条からなる皇室典範草案（枢密院への諮詢案）を作成した。この枢密院諮詢案における皇位継承に関する規定は、「第一条 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」となっている。この案は、同年5月8日に枢密院に諮詢され、その審議を経て、明治22（1889）年2月11日に、「皇室典範」として成立した。かくして成立した「皇室典範」は、官報により公式に臣民に公布するのではなく、その制定を賢所・皇靈殿・神殿に申告するに止めるという形で、非公式に発表された^[8]。

2.4 旧皇室典範と皇位継承

旧皇室典範は、憲法と同等の形式的効力をもつ最高法規であり、その改正についても「帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス」（大日本帝國憲法74条）、「将来此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキ必要アルニ當テハ皇族會議及枢密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ」（旧典範62条）と規定されていた。

大日本帝國憲法は、「第一章 天皇」（第1条～第17条）において、「大日本帝國ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」（1条）、「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス」（2条）と定め、これを受けて旧皇室典範は、「第一章 皇位継承」「第二章 踐祚即位」「第三章 成年立后立太子」「第四章 敬称」「第五章 摂政」「第六章 太傅」「第七章 皇族」「第八章 世伝御料」「第九章 皇室経費」「第十章 皇室訴訟及懲戒」「第十一章 皇族會議」「第十二章 補則」から構成される全61か条をもって皇室制度について規定した。

旧皇室典範の「第一章 皇位継承」（1条～9条）は、次のとおりである。

第1条 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

第2条 皇位ハ皇長子ニ伝フ

第3条 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ伝フ

第4条 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニシ皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル

第5条 皇子孫皆在ラサルトキハ皇伯淑父及其ノ子孫ニ伝フ

第6条 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯淑父及其子孫ニ伝フ

第7条 皇伯淑父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ伝フ

第8条 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第9条 皇嗣精神若ハ身体ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及枢密顧問ニ諮詢シ前数条ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

3 日本国憲法と天皇の地位

旧憲法下の天皇は「古事記」「日本書紀」に登場する天照大神を祖神とする天皇家の末裔として、日本国の統治権の総攬者たる地位にあるとされていた。これに対して日本国憲法は「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日

本国民の総意に基く」(1条)と定めている。天皇の地位のこのような急変は、わが国がポツダム宣言を受諾して連合軍側に降伏したことに始まる。この間の動きを概観すると次のようになる^[9]。

3.1 ポツダム宣言の受諾とSWNCC-228

昭和20(1945)年2月4日、米英ソ三国首脳はヤルタ会談で対独戦後処理やソ連対日参戦などを決定した。戦局悪化にともない「敗戦ハ遺憾ナカラ最早必至」とみた近衛文麿は2月14日、天皇に「国体護持ノ立場ヨリスレバー一日モ速ニ戦争終結ヲ講ス」べきであるとの上奏文を提出し、また本土決戦となれば「国体護持」も不可能とみた木戸幸一は、6月9日、天皇の「ご勇断」により戦争終結をはかるべきであるとの「時局収拾対策試案」を天皇に内奏した。

一方、米英ソ三国首脳は7月17日から8月2日までベルリン郊外のポツダムで会談、7月26日、日本に無条件降伏を要求するポツダム宣言を発表した。同宣言では、軍国主義の除去、戦争犯罪人の処罰、民主主義的傾向の復活強化、基本的人権尊重の確立など13項目の要求が提示されていた。連合軍側のこのような要求に対し、鈴木貫太郎首相は記者会見で、ポツダム宣言を黙殺し戦争完遂に邁進する旨、発言した。日本がポツダム宣言の受諾を拒絶したものと解釈した連合軍側は、8月6日と9日に広島・長崎に原爆を投下し、8月8日にはソ連もヤルタ協定に沿って日本に宣戦布告をした。逼迫した状況下において、8月9日深夜から10日にかけて御前会議が開かれ、天皇の「聖断」により「国体護持」を条件にポツダム宣言を受諾することが決定され、日本国政府は8月14日、「天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スルノ要求ヲ包含シ居ラザルコトノ了解」の下に、ポツダム宣言を受諾する旨、申し入れ、連合軍側に降伏した。

ポツダム宣言の受諾にともない、憲法改正が必要とされたが、マッカーサーは10月4日に東久邇内閣に副総理格として入閣していた近衛文麿に、10月11日、東久邇内閣の後を受けて成立した幣原内閣の幣原喜重郎首相にそれぞれ憲法改正を示唆した。近衛は「憲法改正要綱」を作成し天皇に奉答したが、その後、戦犯容疑者として逮捕令が発令され、12月16日に自殺し、生涯を終えた。一方、幣原内閣は、松本内務大臣を委員長とする憲法問題調査委員会を設置し、大日本帝国憲法の改正作業を推し進めた。松本内務大臣は12月8日の衆議院予算委員会における答弁で「天皇が統治権を総攬せらるるという大原則は、なんら変更する必要もない」など、憲法改正についての4つの基本原則(松本4原則)を示した。

昭和21(1946)年1月1日には「新日本建設に関する詔書」(いわゆる人間宣言)が発表され、天皇は自らの神格性を否定した^[10]。

わが国の天皇のあり方をめぐってはアメリカ合衆国国内や極東委員会参加諸国内においても対立がみられたが^[11]、1月7日、アメリカ合衆国の国務・陸軍・海軍3省合同調整委員会(State-War-Navy Coordinating Committee)は「日本の統治体制の改革」(SWNCC-228)により、「日本における最終的な統治形態は、日本国民の自由に表明された意思により設定される」、「日本人は、天皇制を廃止するか、あるいはより民主主義的な方向にそれを改革す

べきかを奨励されなければならない」が「天皇制の存置を決定する場合」には、天皇はすべての重要事項について、「内閣の助言に基いてのみ行動しなければならない」等の基本方針を示した。

3.2 マッカーサー草案の提示

<甲案・乙案>松本内務大臣は自ら『憲法改正試案』（いわゆる松本試案）を作成、天皇に奏上し、そして昭和21（1946）年1月9日、憲法問題調査委員会の第10回小委員会にこれを提出した。小委員会ではこの私案を参考に『憲法改正要綱』（甲案）と『憲法改正案』（乙案）を作成した。『憲法改正要綱』（甲案）では大日本帝国憲法3条の「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」という規定を「天皇ハ至尊ニシテ侵スヘカラス」と改めることや、天皇が発する緊急勅令については「議院法ノ定ムル所ニ依リ帝国議會常置委員ノ諮詢ヲ経ルヲ要スルモノトスルコト」など34項目の改正事項が示されていた。また、『憲法改正案』（乙案）では大日本帝国憲法1条の「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之統治ス」という規定を「日本国ハ万世一系ノ天皇統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」（A案）とすること、同2条の「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス」という規定、同4条の「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」という規定を削除することなどが示されていた^[12]。

<マッカーサー草案>天皇の象徴規定は、昭和21（1946）年2月以降に登場した。すなわち、同年2月1日、毎日新聞は「憲法改正・調査会の試案－立憲君主主義を確立・国民に勤労の権利・義務」という見出しで『憲法問題調査委員会試案』の全文なるもの掲載した（この試案なるものは宮沢委員が作成した試案の一つであるともいわれている）。この記事は総司令部民政局により直ちに翻訳され、「改正案はきわめて保守的なもので、天皇の地位に実質的な変更は加えておらず、天皇はいっさいの権利と主権を保持している」などのホイットニー民政局長の意見を付してマッカーサーに提出された。マッカーサーは熟慮の末、総司令部で憲法改正案を作成して日本側に示そうと考え、2月3日、ホイットニー民政局長に、いわゆるマッカーサー3原則（マッカーサー・ノート）と称される要綱を示し、この原則に沿い日本側に示す憲法草案を作成するよう命令した。この第1原則では天皇に関し、「天皇は国の元首の地位にある。皇位は世襲される。天皇の職務および権能は、憲法に基づき行使され、憲法に示された国民の基本的意思に責任を負う」とされていた。

この原則に沿い民政局が作成し、2月13日に日本側に示した総司令部案（マッカーサー草案）の「第一章 皇帝」（第1条～第7条）では、皇位継承につき次のように規定されていた^[13]。

第1条 皇帝ハ国家ノ象徴ニシテ又人民ノ統一ノ象徴タルヘシ彼ハ其ノ地位ヲ人民ノ主権意思ヨリ承ケ之ヲ他ノ如何ナル源泉ヨリモ承ケス

第2条 皇位ノ継承ハ世襲ニシテ国会ノ制定スル皇室典範ニ依ルヘシ

総司令部民生局は、この総司令部案を基礎として改憲案を作るよう、日本政府に要望し、幣原内閣は2月22日の閣議において、やむなくこれを受け入れることを決定した。

3.3 帝国憲法改正草案と天皇

<3月2日案>改憲案の作成作業は、松本国務大臣、入江法制局次長、佐藤法制局第1部長によって2月27日より進められ、3月2日には総司令部案に基く改憲案が脱稿され、3月4日に総司令部側に提示された。この3月2日案の「第1章 天皇」（第1条～第8条）の皇位継承に関する規定は次のとおりである^[14]。

第1条 天皇ハ日本国民至高ノ総意ニ基キ日本国ノ象徴及日本国民統合ノ標章タル地位ヲ保有ス。

第2条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ世襲シテ之ヲ継承ス。

<憲法改正草案要綱>3月6日には内閣により『憲法改正草案要綱』が公表された。同書の「第1 天皇」（第1～第8）では皇位継承につき次のように規定する^[15]。

第1 天皇ハ日本国民至高ノ総意ニ基キ日本国及其ノ国民統合ノ象徴タルベキコト

第2 皇位ハ国会ノ議決ヲ経タル皇室典範ノ定ムル所ニ依リ世襲シテ之ヲ継承スルコト

<帝国憲法改正草案>内閣は、『憲法草案要綱』をふまえ、『帝国憲法改正草案』を作成し、天皇の勅裁を得て枢密院に諮詢した。4月17日に発表されたこの草案の「第1章 天皇」（第1条～第8条）では皇位継承につき次のように規定した^[16]。

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、日本国民の至高の総意に基く。

第2条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

枢密院は、大日本帝国憲法第56条で規定されているように、「枢密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ応ヘ重要ノ國務ヲ審議ス」る国政上の最高機関であり、「枢密院官制並事務規定」6条では、天皇に「意見ヲ上奏シ勅裁ヲ請フ」べき事項として、「憲法ノ改正又ハ憲法ニ附属スル法律ノ改正ニ関スル草案」を掲げていた。

枢密院での審議は4月22日から開始され、5月15日まで8回、吉田内閣が成立した5月22日以降3回の審査会を経て、6月8日にその最終決定がなされた。

3.4 第90帝国議会、新憲法の公布

枢密院で可決された『憲法改正草案』は、大日本帝国憲法73条の規定に従い、「勅命」をもって6月20日に開会された第90帝国議会に提出された。

第90帝国議会では、まず皇室典範の法的性格が問題となったが、金森國務大臣はこれを「法律の一種である」と答弁し、また、大日本帝国憲法では「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス」とされていた規定が、（日本国）憲法草案の第2条では「国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」となり「皇男子孫」の文言が無くなっている点については、「この第二条にはその制限が除かれて居りまするが故に、憲法の建前としては、皇男子、即ち男女の区別に付きましての問題は自由に考えて宜いという立場に置かれる訳であります」と述べている^[17]。

本草案は天皇の裁可を経て11月3日に『日本国憲法』として公布され、昭和22（1947）年5月3日から施行された。

日本国憲法「第1章 天皇」（第1条～第8条）は次のように規定する。

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第2条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第4条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

②天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第5条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第1項の規定を準用する。

第6条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

②天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 1 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 2 国会を召集すること。
- 3 衆議院を解散すること。
- 4 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 5 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 6 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 7 栄典を授与すること。
- 8 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 9 外国の大使及び公使を接受すること。
- 10 儀式を行ふこと。

第8条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

4 臨時法制調査会における新皇室典範の立案作業

新皇室典範の立案作業は、昭和21（1946）年3月12日の閣議決定により設置された臨時法制調査会において行われ、枢密院の審査を経たうえで、昭和21（1946）年12月5日に開催された第91帝国議会において審議、可決され、天皇の裁可を経て昭和22（1947）年1月16日、

公布され、昭和22（1947）年5月3日に日本国憲法施行の日から施行された。

4.1 臨時法制調査会の発足

臨時法制調査会は、吉田茂内閣総理大臣を会長とし、金森徳次郎国務大臣を副会長として、宮内省や内務省など関係各庁官吏25人、学者や法曹家など学識経験者25人から構成され、内閣総理大臣の諮問に応じて、皇室典範の改正、議院法の改正、参議院法の制定、華族令の廃止、内閣官制法の制定、公式令の廃止（之に代るべき法律の制定）、文官法の制定、裁判所構成法の改正、判事弾劾法の制定、刑法・刑事訴訟法等の改正、会計法の改正、民法等私法法典の改正等、憲法改正に伴い改正又は制定すべき主要法制の整備に関する重要事項を調査審議することを目的に発足した。

臨時法制調査会には第1部会～第4部会まで置かれ、第1部会は皇室及び内閣関係法律案の立案、第2部会は国会関係法律案の立案、第3部会は司法関係法律案の要綱の立案、第4部会は財政関係その他、他の部会の所管に属しない法律案の要綱の立案をそれぞれ分掌した。そして、皇室及び内閣関係の法律案の立案を分掌する第1部会は、①皇室典範関係法案の要綱、②皇室財産関係法案の要綱、③皇室会計関係法案の要綱、④内閣その他官庁組織関係法案の要綱、⑤官吏関係法案の要綱等の作成を行うことになった^[18]。

臨時法制調査会の第1回総会は7月11日に開催され、第1部会は7月12日に試案作成要領の協議をし、8月の初めに予定された部会における試案審議へ向けて、試案作成に着手することになった^[19]。

4.2 臨時法制調査会における皇室典範案の作成

(1) 皇室典範の性質に関する意見

試案の作成は小委員会で行われた。萩原徹幹事は、新憲法の下においては「皇位継承の順位」のような憲法的な規定は一つの特例的な法律に盛り込むこととし、「此の法律は内容的に重要なものであるから…此の法律を改正するには両議院の3分の2の同意を必要とする」ことが適当であるとし、憲法草案第2条の「国会の議決した皇室典範」としたのは「普通の法律ではなく独特の性質を有する法典を作る意味」であり、「皇位継承とか摂政の設置とかは…皇室の家憲的なものであると同時に国家の重要な法規でもあるのだから天皇発議により国会の議を経て決する独特な法典とするのが適当ではあるまいか」と述べた。

これに対し、宮沢俊義委員は、新憲法においては「皇室典範」の性質が根本的に変わるのであるから、その名称をそのまま維持せず「皇室法」とすべきであり、憲法草案第2条の「国会の議決した皇室典範の定めるところにより」も「法律の定めるところにより」とすべきであると主張した^[20]。

(2) 新皇室典範に規定すべき事項

宮内省作成の、昭和21（1946）年7月9日付「皇室典範として考慮すべき問題」と題する文書では、概要、①内親王及び女王に皇位継承資格を認めるか、認めるとすれば、継承順位

をどうするか、②庶子を皇位継承資格より除くか、除くとすればその処遇をどうするか、③胎中皇子の皇位継承資格をどうするか、仮に資格ありとすれば、胎中にある間の天皇の権能の代行機関をどうするか、④皇位継承の原因を崩御に限るか、⑤皇族について永世皇族制をとるか、範囲を限るとすれば何世を以て限りとするか、⑥親王と王との区分を現制通りとするか、⑦摂政設置並びに皇位継承及び摂政就任の順位変更等に関する審議機関として新機関を設けるか等の検討事項が示されている^[21]。

(3) 試案作成上の論議

試案作成の過程においては、上記①～⑦の検討事項について議論がなされた。特に①の内親王及び女王に皇位継承資格を認めるかという点については、宮沢委員や杉村委員はこれを認める考えを示した^[22]。これに対し、萩原幹事は、「皇位継承の規定は憲法的な規定であるし且天皇及び摂政等の特殊の人に関する問題であるから」、新憲法の第3章に拘束されず、「男女同権の規定があるからといって、女帝を認める必要はない」と述べこれを否定している。また「皇統を男系に限ることは憲法違反となるか－昭和21年7月25日、宮内省－」という文書では、「皇族女子に皇位継承資格を認めるかどうかということは、それが皇位世襲の原則から見て、どうなるかと云うことを明らかにした上で決定しなければ」ならず、「世襲という観念は、伝統的歴史的観念であって、世襲が行われる各具体的場合によってその内容を異にする」のであり、「皇位の世襲」という場合の世襲とは「典範義解」では、「皇祚を踐むは皇胤に限る」「皇祚を踐むは男系に限る」「皇祖は一系にして分裂すべからずこと」の3点に要約しており、「少なくとも女系ということは、皇位の世襲の観念の中に含まれていない」との考えが示されている^[23]。

(4) 「皇室典範要領試案」と「皇室典範要綱試案」

試案には、①「皇室典範要領」（「8－8高尾氏」の添書があるもの）、②「皇室典範要領」（昭和21年8月10日、「大場案」の添書があるもの）、③「皇室典範要領（試案）」（昭和21年8月16日の日付があるもの）、④「皇室典範要綱（試案）」（昭和21年8月30日の日付があるもの）、⑤「皇室典範要綱（試案）」（9月27日、「サトウ」の添書があるもの）などがあった^[24]。

⑤の試案は、「皇位継承」、「皇統譜」、「成年及び立后」、「敬称」、「摂政」、「太傳」、「皇族」、「皇室会議」、「その他」から構成され、これに若干の字句の修正をしたものが、要綱案として確定し、昭和21（1946）年10月26日、臨時法制調査会から内閣総理大臣吉田茂に答申された。

(5) 総司令部の関与と枢密院の審査

皇室典範の法案化の作業は、臨時法制調査会における要綱案の作業と並行して進められ、10月26日の要綱案の答申時には、その概略の試案は既にできあがっていた。最終的に確定した皇室典範案は、第1章「皇位継承」、第2章「皇族」、第3章「摂政」、第4章「成年、敬称、即位の礼、大喪の礼、皇統譜及び陵墓」、第5章「皇室会議」、「附則」から構成されており、内容的にも昭和22（1947）年1月16日に公布された、現行「皇室典範」とほぼ同一である。

なお、皇室典範案の作成作業は当初から総司令部の関与の下に進められたが^[25]、最終的

に確定した皇室典範案も英訳され総司令部に提出され、その承認を経て、枢密院官制第6条第2号の規定に基づいて、枢密院に諮詢され、そして帝国議会に提出された。

5 帝国議会における新皇室典範案の審議

皇室典範案は、昭和21（1946）年12月5日の第91帝国議会衆議院本会議からその審議が開始され、12月16日から開催された貴族院での審議を経て、帝国議会を無修正で通過し、天皇の裁可を経て昭和22（1947）年1月16日に公布され、日本国憲法が施行された5月3日より施行された。

5.1 法制局の想定問答集

法制局は、帝国議会での皇室典範案の審議に備え、想定問答集を作成した。そのうち、「皇室典範の法的性質」や「皇位継承問題」等に関しては、概ね以下のような答を用意した^[26]。

問「皇室典範の性質如何。法律であるか。従来の典範との差如何。」

答「改正憲法第2条に『国会の議決した皇室典範』と規定しており、しかもそれ以外に皇室典範の制定手続につき何ら、特別の規定がないから、新典範には法律以外の立法形式は考えられない…従来の典範は憲法と並立した根本法であったが、新典範は改正憲法に基く1個の法律である。」

問「女系及び女天皇を認めない理由如何。」

答「皇統は男系に依り統一することが適当である。我が国多年の成法も亦然りである。女系が問題になるのは、その系統の始祖たる皇族女子に皇族にあらざる配偶者が入夫としてその間に子孫がある場合であって、この場合女系の子孫は…配偶者の子孫で臣下であるということが強く感ぜられ、皇統が皇族にあらざる配偶者の家系に移ったと観念されることをも免れない。」

「女帝は配偶者があることを予想しなくてはならぬばかりでなく、その配偶者が皇族でない者から出ていることが多いことから考慮にいれなければならぬ。…女帝を他に男子の皇位継承資格者があるにかかわらず認めることは皇位世襲ということに添わぬことであり、他に男子の皇位継承者がなくて女帝を認めることは、天皇制を1世だけ延命させるだけのことに過ぎない。配偶者の問題と皇位継承の問題から女帝はこれを認めないことを適当と考えたのである。」

問「日本国憲法第14条は、すべて国民が、法の下に平等であつて、性別により…差別を受けないことを規定している。この憲法の下では皇統を男系に限ることは、憲法違反とならないか。」

答「皇位の世襲については、日本国憲法第2条が、明らかに、第14条の例外をなしている。それ故に皇族女子に皇位継承資格を認めるかどうかということは、それが皇位世襲の原則から見て、どうなるかということを明らかにした上で決定しなければならない。」
「世襲という観念は、伝統的歴史的観念であって、世襲が行われる各具体的場合によつ

てその内容を異にするものであらうと思われる。場合によっては血統上の継続すら要件としない世襲の例も存し得るのである。然らば皇位の世襲という場合の世襲はどんな内容をもつか。典範義解はこれを（1）皇祚を踐むは皇胤に限る（2）皇祚を踐むは男系に限る（3）皇祚は一系にして分裂すべからざることの三点に要約している。…世襲という観念の内容について他によるべき基準がない以上これによらなければならぬ。さうすれば少なくとも女系ということは皇位の世襲の観念のなかに含まれていないと云えるであらう。」

問「胎中皇子の継承資格如何」

答「皇位継承原因発生当時出生していない胎中皇子は、遑って既になされた皇位継承に何らの影響を及ぼさないことは、特にこれの反対を規定しない以上当然のことである。胎中皇子は出生後においては、新帝を中心として第二条の規定によって皇位継承順位が決まる。」

問「天皇生前の退位を認めない理由如何」

答「退位を認めるとすれば歴史上に見るが如き上皇、法皇的存在の弊を醸すおそれがあるのみならず、必ずしも天皇の自由意思に基かぬ退位が強制されることも考えられる。…天皇の地位を政争や…恣意或は人気の如きものから超越したもとして純粋に安定させるためには退位の制を認めないことにするのがよいと考える。」

これらの中には、今日の皇位継承論争にも参考にすべきものが多く含まれているが、ここでは一部の紹介に止める。

5.2 第91帝国議会における皇室典範案の審議

皇室典範案は、昭和21（1946）年12月5日に開会された第91帝国議会において、審議が開始された。衆議院本会議における主要問題に関する質疑応答の概要は次のとおりである^[27]。

[吉田安議員（日本進歩党）の質疑] 吉田議員は、①何故に皇位の継承を「男系の嫡出子」に限定し、「男系の庶子孫」を排除したか、②何故に女帝を認めないのか等の質疑をした。

①に対し、吉田（茂）総理大臣は「天皇陛下は国の象徴、国民各々の象徴として、すなわち国民道義の儀表たるべきお方」であり、「ご血統の純粋性を保つ」うえからも「正当の結婚に基いてお生れになったお方に限るとすることが適當である」と答弁。

②に対し、金森国務大臣は、過去10代8名の女性天皇は「多くは特殊な場合、たとえば男の方がお即きになるべき順序でありながら、その間を充たすため」であり一時の便宜に依ずるものにすぎず、「両性の平等」の観点から「女性の天皇」を認めることも「それから先の男系の子孫」が行詰まりになる場合もある。男性の継承者がいない場合には女帝も考えられるが、このような事態は「およそ見透かします所、容易に起こり得ない」と答弁。

[及川規議員（社会党）の質疑] 及川議員は、①本法案に天皇退位の規定がない理由、②女帝を認めない理由、③皇位継承の変更や摂政をおく場合、皇室会議の議に付するだけでなく、国会の議にも付するべきではないか等の質疑を行った。これに対し、金森国務大臣は次のよ

うに述べている。

①天皇の退位規定がないことについては、天皇は国の象徴であり、国民は万世一系の天皇に絶対の心のつながりをもっており、「天皇御一人のお考えによりまして、その御位をお動きになるということは…この国民の信念と結びつけまして、調和せざる点がある」と答弁。

②女性の天皇を認めないことについては、男系によるということが何故、正しいかという点については、今後とも深き研究を要するが「現在においては、男系ということ、動かすべからざる一つの日本の皇位継承の原理として考えて」といると答弁。

③皇室会議の結果を国会の議に付すことについては、皇室会議に上がる問題は、一般の公の論議に現すことが好ましくないものもあること、皇室会議には衆議院議長、副議長、参議院議長、副議長の4名が含まれており、「国民の心持がこの上にほぼ十分に表れる」旨、答弁。

[酒井俊雄議員（協同民主党）の質疑] 酒井議員は、①天皇崩御の際、胎中皇子がいる場合、胎中皇子に皇位継承資格を認めることはできないか、②皇族は5世に限るべきでないか等の質疑を行った。これに対し金森国務大臣は次のように答えている。

①「国の象徴としての皇位は、一日も満たされていなければならない…未だお生まれにならない方が国の象徴」であることは不合理であるとして、胎中皇子の皇位継承資格を否定。

②皇族の範囲を5世に限ることについては、「ものごとの弾力性をはかります上に、かなり不便」が起り形式的に限定することは避けている旨、答弁。

[井上赳議員（国民党）の質疑] 井上議員からは、①「皇統の安泰」、武家封建制の下に確立した「極端な男尊女卑の風」からの超越、「文化国家の建設」という面からも「女子天皇」を考えるべきではないか、②皇室会議の構成に、皇族が二人というのは妥当ではないのではないか等の質疑があった。これに対し金森国務大臣は次のように答えている。

①女性天皇の問題に関しては、考えるべき幾多の点があり、最も妥当なる結論を得ることを努めているが、現段階においては「原案のごとき程度よりほかに適当なるものを見いだし」ていないと述べた。

②皇室会議において、皇族二方が議員であることについては、「皇室会議にかかりますことは国の大事であるが故に、皇室が特に多くの委員をお加えになる必要はなからう」と答弁。

[細迫兼光議員（無所属）の質疑] 細迫議員は、「憲法第2条は…皇位の継承は国会の議決した皇室典範」によらなければならないと規定しているが、この議会は国会ではないから憲法第2条に反しないか等の質疑をした。これに対し金森国務大臣は「改正憲法の第100条2項におきましては…憲法の施行に必要な法律を設けることができるわけであり。しかし皇室典範は、法律ということを行い現す特別な言葉として、国会の議を経たる皇室典範をもって作れということであり」、ゆえに「この議会において協賛を経て皇室典範をつくり得ることは、疑い」えないと答弁。

[北浦圭太郎議員（日本自由党）の質疑] 北浦議員は、「天皇は一体憲法のいかなる条文によって、あるいはまたその皇室典範のどれによってこの刑事無責任を保障」されるか等の質問をした。これに対し、金森国務大臣は、「天皇は国の象徴であり、国民統合の象徴であらせられますが故に、事の性質として当然に無答責である」と答弁。

皇室典範は12月14日に衆議院で可決され、貴族院に送付された。貴族院での審議は12月16日に始まり、12月22日に可決された後、天皇の裁可を経て、昭和22（1947）年1月15日に公布された。

5.3 新皇室典範の概要

新皇室典範は、「第1章 皇位継承」「第2章 皇族」「第3章 摂政」「第4章 成年、敬称、即位の礼、大喪の礼、皇統譜及び陵墓」「第5章 皇室会議」に関する37か条の規定と「附則」から構成される。そのうち、特に「第1章 皇位継承」（1条～4条）においては次のように規定している。

第1条 皇位は皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

第2条 皇位は、左の順序により、皇族に之を伝える。

- 1 皇長子
- 2 皇長孫
- 3 その他の皇長子の子孫
- 4 皇次子及びその子孫
- 5 その他の皇子孫
- 6 皇兄弟及びその子孫
- 7 皇伯叔父及びその子孫

②前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える。

③前2項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

第3条 皇嗣に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室会議の議により、前条に定める順序に従って、皇位継承の順序を変えることができる。

第4条 天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。

5.4 新旧両典範の皇位継承資格の異同

新皇室典範と旧皇室典範の皇位継承資格に関する規定の特色は次のような点にある。

<皇位継承資格> 新旧両典範は、皇位継承資格について、いずれも皇統に属する男系の男子が継承するとしており、女系天皇や女性天皇は認めていない。但し、旧典範では皇嫡子孫がない場合、皇庶子孫の皇位継承が認められていたが、新典範ではこのような規定は存在しない。また、旧典範では「皇族ハ養子ヲ為スコトヲ得ス」（42条）とし、新典範では「天皇及び皇族は、養子をする事ができない」（9条）と規定している。

＜皇位継承順位＞ 皇位継承順位は新旧両典範ともに、直系系列主義を採っている。ちなみに、現行皇室典範によれば平成21（2009）年現在の皇位継承順位は、①徳仁親王（皇太子）②文仁親王（秋篠宮）③悠仁親王（秋篠宮家）④正仁親王（常陸宮）⑤崇仁親王（三笠宮）⑥寛仁親王（三笠宮家）⑦宣仁親王（桂宮）となる。

＜皇位継承順序の変更＞ 旧皇室典範9条と新皇室典範3条では、「皇嗣に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故」があるときは、皇室会議の議により、皇位継承の順序を変えることができる旨、規定していた。

＜皇位継承原因＞ 旧皇室典範10条は、「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」と規定し、新皇室典範4条は、「天皇が崩じたときは、皇嗣が直ちに即位する」と規定している（「踐祚」と「即位」は同じ意味）。天皇が崩御（死亡）によらずに皇位から退くことを退位というが、いずれも退位は認めていない。

6 「有識者会議の報告書」と皇位継承論議

6.1 ヒアリングでの各識者の見解

日本国憲法では「皇位は、世襲」とされ、皇室典範では「皇統に属する男系の男子」にのみ皇位継承資格を認めている。皇室では皇太子・秋篠宮両殿下の後、女子のみ9人連続誕生し、このままでは皇位継承者がいなくなるのではないかという不安があった。そのような状況下において、平成16（2004）年末に小泉元総理の諮問機関として設けられたのが「皇室典範に関する有識者会議」であった。同会議は、平成17（2005）年中に合計17回の公式会合を開いた^[28]。

第6回・第7回の会合では多岐にわたる問題についてヒアリングがなされたが、皇位継承に限定すれば、概ね次のような見解が各識者により示された^[29]。

[高橋紘（専門：現代史）]

皇位継承については国民に広く支持されているものであることが基本。結論からいえば女性天皇を容認し、皇位継承順位は長子優先（第1子優先）ということがいい。皇籍を離脱した11宮家の末裔の方々を天皇、皇太子、皇族の養子にするとかの主張があるが、既に60年近く経っている方を、養子にお迎えすることは現在の国民感情に合うのかどうか難しい。継承順位については長子優先の方が極めてわかりやすい。

[大原康夫（専門：宗教行政・政教問題）]

わが国の皇位継承の歴史を勘案すれば、男系主義の歴史的重みが大変大きいので、その重みを十分認識し女帝（女系容認型）の議論に入る前に男系維持のための方策を講ずることが先決であり、そのための方策として、①旧皇族の皇籍復帰の可能性を検討することや、②皇族の養子制度を検討することが考えられる。

各紙の世論調査では70%、80%が女性天皇を支持するといわれるが女系を採用するという認識がどこまであるのか疑わしい。男系維持の観点から宮家の存続を確実なものとするべし。

[八木秀次（専門：憲法学）]

「皇統」は一貫して男系の継承であり、過去8人10代の女性天皇はいずれも「男系の女子」であった。過去にも皇統断絶の危機はあったが皇統が「女系」に移ることは厳しく排除し、男系の「傍系」から皇位継承者を得ている。男系継承を続けていくべき理由は、125代一貫して男系継承であった事実の重み。男系継承を護持するための具体的方策としては、第1案、昭和22年に臣籍降下した旧宮家の男系男子が皇籍に戻る。第2案、皇族の養子を認め（9条を改正する必要あり）、旧宮家の男系男子を皇族とする。第3案、女性宮家を立てる（皇室典範15条を改正する必要あり）などがある。

[横田耕一（専門：憲法学）]

世襲の象徴天皇制度は、国民主権主義をあいまい化し平等原則とも矛盾するという点で憲法の基本原理からすると逸脱している。憲法原理からの逸脱は必要最小限度にすべきである。憲法2条の世襲とは、単に血のつながりによって皇位が継承されているという意味。男系男子限定ということではない。女性天皇や女系天皇を認めるとしても憲法改正の必要はない。女性天皇や女系天皇を認めない理由として主張されて来た理由は伝統。伝統というのに合理的理由はない。女性天皇や女系天皇を否認することは違憲である。憲法は男系男子に限定していないから女系天皇や女性天皇を認めることは立法府の裁量により可能。

皇位継承の安定性及び世論の支持ということを考えれば、女系天皇を認めて男女にかかわらず直系、長系を採る方式が適合的である。しかし、あえて安定性や世論の支持に逆らっても伝統なるものに固執しようとするならば、まだ男子出生がどうなるかわからないから、今は女系天皇を決断することなく静観すべきだ。

[鈴木正幸（専門：日本近代史学）]

天皇・皇室はその時代の社会秩序を理想的に体现し、変化する社会に対応して、社会のあるべしとされた姿を象徴することによって、社会と政治の安定に寄与してきた。現在と戦前とでは天皇が統治権者であるか否かによって皇室の位置は異なるが「社会の師表」という機能からみた場合の共通点は考えるべきである。歴史の教えるところから、今日の天皇・皇室のあり方を考え、そしてその中から皇位継承の在り方を考える必要がある。伝統というものは、前時代に発生したものが、後の時代時代によって残っているもの。時代の選択によって選択され残ってきたものであり、時代の試練に耐えてきたものである。したがって、今日あたらしい伝統をつくろうということになれば、当然、次の時代、世代に伝統として残るものでなければならない。次の世代と価値観を共有できるものでなければならない。

[高森明勅（専門：神道学・日本古代史学）]

皇室典範は皇位継承資格について「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」と規定しているが、皇位継承資格の「男系男子」という条件を緩和し「女系女子」の継承も可能にした方がよい。女系継承は、過去、武烈天皇から継体天皇のときにあり、形式上、明治初期まで存続した養老令では女系の継承を認める規定が存在した。継承順位は直系を優先し、兄弟姉妹の間では男系を優先すべし。

[所 功（専門：日本法制史）]

皇位継承を男系男子に限定することは無理な規制。現在、極端に少ないと思われる皇族の総数を増やすためには、女子皇族も結婚により女性宮家を創立できるように改め、その間にお生まれになる子女も皇族とする必要がある。天皇としての重大な任務は、結婚に伴って出産などの大役が予想される女性皇族よりも、まずは男性皇族が率先して担われるようにすべきである。制度的には万全の措置として女系継承の可能性まで認める必要がある。そして、具体的には男子先行の継承順位を定めて、その適格な運用に関係者で懸命の努力工夫をする。

[山折哲雄（専門：宗教学・思想史）]

世界には、さまざまな統治の装置があるが天皇制という統治組織は抜群の安定性を示してきている。その理由としては、宗教的な権威と政治的な権力の二分的システムが実に柔軟な形で作り上げられてきたということと、皇位継承の場合に血統原理とカリスマ原理の2つの原理が有効に働いてきたということ。欧米諸国の王位継承に比べて象徴天皇制の皇位継承というものが、非常に安定性を保つことができた背景には、そうした血統原理とカリスマ原理という二つの観念が強く作用していたということを重視したい。私は、象徴天皇制にとって重要だと思われる歴史的な背景、その性格等々が十分に担保されるならば、例えば、皇位継承の考え方が、男系であろうと女系であろうと、女性天皇が誕生しても構わないだろうと思う。

6.2 「有識者会議」報告書の発表

第10回有識者会議では、皇位継承制度の検討にあたって、①国民の理解と支持を得られるものであること ②伝統を踏まえたものであること ③制度として安定したものであることの3条件を基本的な視点として、皇位継承資格・皇位継承順位・皇族の範囲などの論点について検討することを決め^[30]、さらに会合を重ね、平成17（2005）年11月24日にそれまでの検討結果をまとめ、以下のような報告書を小泉総理に提出した^[31]。

ア＜男系継承の維持＞ 現行皇室典範では皇位継承資格を嫡出子に限定している。またわが国では近年、少子化が急速に進んでいる。このような状況を直視するならば、皇位継承資格を男系男子に限定することは極めて困難な状況になっている。男系男子という要件を維持する観点から、昭和22年に皇籍を離れた旧皇族やその男系男子子孫を皇族とする方策も主張されているが、すでに60年近く一般国民として過ごしている方々を広く国民が皇族として受け入れるかについては国民の理解と支持を得ることは難しい。

イ＜女子や女系皇族への皇位継承資格の拡大＞ 憲法に定める皇位世襲の原則は、天皇の血統に属する者が皇位を継承することを定めたもので、男子や男系までを求めるものではなく、女子や女系の皇族が皇位を継承することは憲法上可能である。女子や女系の皇族に皇位継承資格を拡大すれば皇位継承資格者を安定的に確保でき、また国民間においてもこのような制度を積極的に受け入れ、支持する素地が形成されていると考えられる。女性天皇・女系天皇を可能とすることは、社会の変化に対応しながら、多くの国民が支持する象徴天皇の制度の安定的継続を可能とするうえで大きな意義を有する。今後、皇位継承資格

は女子や女系の皇族に拡大することが適当である。

ウ<皇位継承順位> 皇位継承順位については、わかりやすく安定した制度であることが求められる。天皇の直系子孫を優先し、天皇の子である兄弟姉妹間では、男女を区別せずに年齢順に皇位継承順位を設定する長子優先の制度が適当。

エ<皇族の範囲> 現在の少子化傾向の中では現行制度の考え方を踏襲して、天皇・皇族の子孫は世数を問わず皇族の身分を有する永世皇族制を前提にしたうえで、その時々状況に応じて弾力的に皇籍離脱制度を運用することにより、皇族の規模を適正に保つことが適当である。

6.3 「有識者会議」報告書に対する反響

小泉首相は「有識者会議」報告書について翌年度の通常国会に法案を提出するよう準備を進める旨、述べた。また自民党・公明党・共産党・社民党などの与野党幹部は、いずれも報告書の内容を容認する考えを示し、民主党も特にこれを否定しなかった^[32]。

一方、神社本庁は、平成17（2005）年12月2日に次のような基本見解を示し、有識者の報告書に反論した^[33]。

1. 報告書の結論は、伝統の尊重をうたいながらも世論調査の結果を過大視するなど余りにも現代の表面的な価値観に捉われすぎたものといわざるを得ず、結局は心ある国民の広い理解を得るものではないと考える。
2. 皇位は、125代にわたって一つの例外もなく男系により継承されており、天皇を中心に国家・社会の安寧と秩序が保たれてきた。この歴史的な重みは、現今での「制度的安定」を主たる理由として軽々に退けられてよいものではない。

「有識者会議」報告書を受け、小泉首相は平成18（2006）年の通常国会で「女性・女系天皇容認」のための皇室典範改正を予定していたが、これについては「男系維持」の立場から、自民党内にも不協和音が生じた^[34]。

その後、平成18（2006）年2月7日には「秋篠宮妃の紀子さまご懐妊」が伝えられ、小泉首相は翌日の衆院予算委員会で、皇室典範改正案については、じっくり時間をかけて審議し「政争の具にしないように取り組んでいきたい」^[35]と述べ、皇室典範の改正を見送る方針を示した。そして、平成18（2006）年9月7日、41年ぶりに皇室に男子が誕生し、皇室典範改正の問題は先送りされた形になっている。

7 おわりに

旧皇室典範の制定に際しては、当初、元老院の第一次草案や第三次草案では女性による皇位継承を認めていたが、これについては批判もあり、結局、採択されなかった。

その後、宮内省制度取調局が制定した皇室制規では、女性天皇の配偶者として「皇統ニ近キ者」を迎えることを条件に、「女帝」「女帝系」を認めていたが、井上毅は「謹具意見」を提出し、これに強く反対した。これ以降、「女帝」「女帝系」容認の意見は薄れる。その後、

旧皇室典範の起草作業は、伊藤博文を中心に柳原前光や井上毅らにより進められ、「第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」とする案が枢密院に諮詢され、「皇室典範」として成立した。

日本国憲法の象徴天皇制成立の背景には、アメリカ合衆国の国務・陸軍・海軍3省合同調整委員会の「日本の統治体制の改革」(SWNCC-228)の方針、天皇制の存否をめぐるアメリカ合衆国国内、極東委員会参加諸国内の対立がある^[36]。「象徴天皇制を支える新憲法と皇室典範には、成立当初から天皇制解体の仕掛けが施されていた」^[37]とする見方もある。

第91帝国議会における新皇室典範案の審議における質疑応答中には、今日の皇位継承論議においても考慮すべき問題点が多く含まれており、皇室典範案の制定過程において総司令部との間にどのような交渉がなされたかも含めて、さらに詳細に考察することが必要である。

「有識者会議」報告書やヒアリングでの各識者の主張は、その評価はともかくも、一般国民に皇位継承の問題提起をした点では有意義であったと思われる。皇位継承問題に関する論点は多岐にわたるが、そこで示された憲法学上の問題点をより深く考察し、皇位継承のあり方に関する自らの考えを明らかにしていきたいと思う。

注

- [1] 「有識者会議」の報告書をめぐる反響等、概要については、拙稿「近年の皇位継承をめぐる論議に関する一考察」『浦和論叢vol.39,127p』(浦和大学・浦和大学短期大学部2008年)
- [2] 神武天皇から昭和天皇に至る歴代天皇の事績については、笠原英彦『歴代天皇総攬 皇位はどう継承されたか(中公新書)』(中央公論新社2001年)参照
- [3] 小林宏・鳥善高編著『日本立法資料全集16 明治皇室典範(上)』(信山社1996(平成8)年)5p～124p、小森義峯『天皇と憲法』(皇學館大學出版社1985年)143p以下参照
- [4] 小嶋和司「帝室典則について—明治皇室典範制定初期史の研究—」『行政行為と憲法』382p
- [5] 『梧陰文庫影印 明治皇室典範制定前史 國學院大學』(昭和61年)481p以下参照
- [6] 遠山茂樹『天皇と華族』日本近代思想体系2(岩波書店 1988年)276p
- [7] 『梧陰文庫影印 明治皇室典範前史』前出注 [5] 499p
- [8] 小林宏・鳥善高編著 前出注 [3] 56p～123p参照
- [9] 西 脩『日本国憲法はこうして生まれた(中公新書)』(中央公論新社、平成12(2000)年)参照
- [10] 天皇は詔書において「朕ハ爾等國民ト共ニ在リ…朕ト爾等國民トノ間ノ紐帶ハ、終始相互ノ信賴ト敬愛トニ依リテ結バレ、單ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ」と述べ、神格性を自ら否定した。
- [11] 西 脩『日本国憲法成立過程の研究』(成文堂平成16年)101p
なお連合国内における天皇制廃止か天皇制維持かの論議は昭和17(1942)年頃から行なわれていた。詳細は、加藤哲郎『象徴天皇制の起源(平凡社新書)』(平凡社2005年)、武田清子『天皇観の相剋』(岩波書店平成5(1993)年)参照
- [12] 松本昌悦編『原典 日本憲法資料集』(創成社1988年)219p、220p
- [13] 同 246p
- [14] 同 252p

- [15] 同 260p
- [16] 同 267p
- [17] 芦部信喜・高見勝利編著『日本立法資料全集1 皇室典範』（信山社1990（平成2）年）12p
- [18] 同 47p～50p [資料1]～[資料4]
- [19] 同 67p～69p [資料7 (a)]・[資料7 (b)]
- [20] 同 70p～71p [資料8]・[資料9]
- [21] 同 75p [資料10]
- [22] 同 71p [資料9]、76p [資料11]
- [23] 同 79p [資料14]
- [24] 同 22p、81p～86p [資料15]・[資料16]・[資料17]・[資料18]・[資料19]
- [25] 同 29p～32p
- [26] 同 186p～211p
- [27] 同 218p～以下参照。本稿では主要な質疑応答のみを示す。
- [28] 第1回～第17回会合における議事要旨および配布資料は、毎回、首相官邸ホームページで公開された。
- [29] 第6回会合の内容については、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/dai6/6gijisidai.html>参照。
第7回会合の内容については、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/dai7/7gijisidai.html>参照。
- [30] 第10回会合の議事要旨と「今後の検討に向けた論点の整理（案）」については、
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/dai10/10gijisidai.html>参照。
- [31] <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/houkoku/houkoku.html>参照。
- [32] 毎日新聞2005年11月25日「『女性天皇』へ意欲」記事、与野党のコメント参照。
- [33] <http://www.jinjahoncho.or.jp/news/171202.html>参照。
- [34] 毎日新聞は2006年1月11日に「皇室典範改正 広がる男系維持論」、1月14日に「皇室典範改正 政府・自民に不協和音」という見出しでこれを伝えている。
- [35] 国会会議録検索システム、http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dspdoc.cgi?
- [36] 米国では1942年6月の時点で、戦後日本の象徴天皇制を構想していたことも指摘されている。加藤哲郎 前出注 [11] 24p～46p
- [37] 笠原英彦『象徴天皇制と皇位継承』（ちくま新書、2008年）41p

Summary

Debate Concerning the System of Imperial Succession When the Current
Imperial House Law was Enacted

Itsuo Yokote

The Constitution of Japan provides that " The Imperial Throne shall be dynastic and succeeded to in accordance with the Imperial House Law passed by the Diet. "(Article 2) The Imperial House Law provides that" The Imperial Throne shall be succeeded to by a male offspring in the male line belonging to the Imperial Lineage. "(Article 1) But under the current Imperial House Law, sooner or later, a situation may arise in which there is no eligible candidate for the Imperial Throne. Stability of the Imperial succession is an important issue that affects the country's foundation. Therefore the prompt establishment of a system that will ensure the stability of the Imperial succession is an important for Japan.

Keywords The System of the Emperor, Imperial House Law,
The System of Imperial Succession

(2009年5月11日受領)